

アルファバリュー延長保証サービス規程＜自然故障対応＞

本規程は、アルファバリュー延長保証サービス規程＜自然故障対応＞（以下「本サービス」といいます。）の利用条件について定めるものです。本サービスは、販売店（以下「販売店」といいます。）とアルファバリュー株式会社（以下「保証会社」といい、「販売店」と「保証会社」をあわせて「サービス提供者」といいます。）が、第1条第1項に定める加入者に対して共同でサービス提供を行うものです。申込者が、本サービスの加入申し込みをした場合には、本規程に同意したものとみなします。

第1条（加入者証）

1. サービス提供者は、保証料金の受領後、加入者に対し、遅滞なく、延長保証加入者証（以下「加入者証」といいます。）を書面もしくは電磁的方法により発行します。サービス提供者の加入者証発行をもって、本サービス加入手続が完了するものとします。加入者証が発行された申込者を、以下「加入者」といいます。
2. 加入者は加入者証を紛失した場合、サービス提供者に対して再発行の手続きを依頼することができます。この場合、所定の手数料がかかります。

第2条（サービス内容）

1. 加入者証に記載された商品（以下「対象商品」といいます。）に、対象商品の取扱説明書および本体貼り付けラベル等の注意書きに従った正常な使用状態で電氣的・機械的故障が発生した場合、メーカー保証書の保証規程および本規程の各条項に基づいて、対象商品の無償修理を行います。
2. 対象商品が、メーカーの出張修理対象商品の場合に限り、出張修理を行います。

第3条（サービス期間）

1. 本サービスが効力を有する期間（以下「本サービス期間」といいます。）は、加入者証に記載された保証期間とします。本サービス期間中、修理回数に制限はありません。なお、メーカー保証期間中に初期不良等でメーカーより代替品が提供された場合でも、本サービス期間は変更されません。
2. 本サービス期間中であっても、対象商品のメーカー保証期間中はメーカー保証が優先されます。

第4条（代替品）

1. 本サービスによる1回の修理見積価格が加入者証に記載された保証限度額（以下「保証限度額」といいます。）を超過する場合や、修理が不可能な場合（メーカーによる部品供給不可等の理由を含むがこれに限りません。）は、保証限度額を上限としてサービス提供者が指定する同機種または同等品（メーカー問わず）を代替品として提供することをもって修理に代えるものとします。
2. 代替品の提供にあたって、加入者はサービス提供者に対して機種又は品名、品番その他の指定を行うことはできないものとします。
3. 代替品の提供をもって、本サービスは終了となります。

第5条（費用）

本サービスの利用にあたり加入者が負担する主な費用は以下の通りです（ただし、これに限るものではありません。）。

- (1) サービス提供者の指定する修理拠点へ対象商品を発送する費用（梱包費用を含みます。）。
- (2) 対象商品の脱着費（工事費、材料費および諸経費等を含みます。）。
- (3) 代替品提供の際にかかる脱着費（工事費、材料費および諸経費等を含みます）、送料および廃家電処理（リサイクル法）費用等。
- (4) メーカー保証規程等により遠隔地と定められている離島および遠隔地への出張修理の場合の出張費用。
- (5) 故障内容が再現しない場合または、本サービスの対象外となる故障であることが判明した場合の修理に係る一切の費用（送料等を含みます。）および加入者の都合にて修理をキャンセルした場合に掛る一切の費用。

第6条（サービスの依頼）

1. 本サービスにおける対象商品の修理は、アルファバリュー修理受付センター（以下「修理受付センター」といいます。）に直接申し出ることによって対象商品の修理を依頼するものとします（修理を依頼された対象商品を、以下「修理依頼品」といいます。）。なお、サービス提供者への修理依頼品の持ち込みはご遠慮ください。
2. 出張修理、配送方法等の具体的な修理実施方法については、修理依頼を受け付けた際に個別に加入者にご案内するものとします。
3. 修理依頼にあたってはサービス提供者が発行した加入者証が必要となります。
4. 加入者の都合により、修理受付日より30日を経過した時点での修理に着手できない状況である場合には、その修理受付を無効とし、サービス提供者は本サービスの提供義務を免れるものとします。
5. 修理には、修理受付票の提出が必要となります。また、修理受付票に記載の同意項目への同意および、署名捺印をいただけない場合は、本サービスの提供を受けられない場合があります。
6. 保証修理を行う際に交換した部品および、第4条が適用され場合の修理依頼品の所有権はサービス提供者に移転するものとし、所有権の移転後は理由の如何にかかわらず、本サービス加入機器の返却義務を一切負わず、これをサービス提供者が任意に処分する事について、加入者は事前に同意するものとします。

第7条（変更の届出）

1. 加入者は、加入者証に記載された氏名、住所、連絡先等の加入者にかかわる情報に変更があった場合、またはメーカー等から代替品の提供を受け製品または製造番号（シリアル番号）に変更があった場合、速やかにサービス提供者に届け出るものとします。
2. 加入者は、前項の届出を怠ったことにより本サービスの提供を受けられない場合があることを承諾します。

第8条（個人情報の取扱）

1. サービス提供者は、加入者（申込者を含みます。）から取得した個人情報を以下の目的の範囲内で利用します。

- (1) 本サービス契約の締結、契約の維持管理、各種手続きの実行。
- (2) 修理依頼品の回収、お届けおよび修理サービスの実施。
- (3) 本サービスまたは加入者ご本人のご契約に関するお問い合わせへの対応。
- (4) その他商品・制度設計およびアフターサービス等、本サービスの提供に付随する業務。
- (5) 新商品・新サービスのご案内。

2. サービス提供者は、加入者の個人情報の取扱に関する業務の全部または一部を、提携先企業などに委託するものとします。

3. 変更の届出（第7条）、個人情報の取り扱いに関するお問い合わせ（開示・訂正・削除・利用停止等）、苦情および相談は、以下の＜個人情報に関する連絡先＞までご連絡ください。

＜個人情報に関する連絡先＞ 〒130-0022 東京都墨田区江東橋2丁目19-7 アルファバリュー株式会社 個人情報受付窓口 電話番号：0120-948-179

第9条（サービスの適用除外事項）

以下の事項に該当する場合には、本サービスは適用されないものとします。

- (1) サービス提供者またはサービス提供者が指定する提携修理会社以外で修理を依頼された場合。
- (2) バッテリー、電池類、電球（バックライトを含みます。）、フィルター、廃インク吸収体、インクカートリッジ等メーカーの指定する消耗品類の故障および不具合、交換である場合または指定外の消耗品の使用に起因する故障。
- (3) 使用上の誤りや管理不備（置き忘れ等）または不当な修理（対象商品のメーカーまたは指定修理業者等による修理以外の修理）や改造・増設・付加

による故障または破損。

- (4) 申告漏れ又は虚偽の申告が判明した場合。
- (5) 落下、衝撃、圧迫、水没、水濡れ、電池漏洩等による故障及び損傷。
- (6) 設置、工事が主原因(施工不良等)として考えられる故障および損害。
- (7) 開梱・設置の以前に発生したと考えられる故障および破損並びに適切な期限内での対応を怠った初期不良。
- (8) 対象商品の部品交換を伴わない調整および清掃、リカバリー、設定等手直し修理で完了する故障。
- (9) 対象商品の機能および使用の際に影響の無い損害(外観、液晶の画面焼けやピクセル抜けおよび輝度低下を含みます。)
- (10) 通常使用に支障の無い部分での経年劣化による摩耗・さび・かび・腐敗・変質・変色、その他類似の事由によって生じた破損。
- (11) 予見性の有無にかかわらず直接的および間接的な動物(ペットを含みます。)の行動に起因して生じた故障または損傷。
- (12) 動物・植物等の外部要因(ねずみ食い・虫食い等)で故障及び損傷した場合。
- (13) ハードディスク・メモリー等の不良に起因して起こるデータ破壊および復元。
- (14) 限定モデル等、限定的な仕様の部品、部位の交換が必要な場合の、交換部品の仕様。
- (15) 対象商品の付属部品、周辺機器(本体付属、標準付属を含みます。)、アクセサリ、ソフトウェア等、対象商品以外の商品の故障および破損、並びに相性に起因した故障または誤作動。
- (16) 業務目的および想定外の使用や使用の限度を超える過剰な使用(対象商品の取扱説明書および本体貼り付けラベル等の注意書きに従った使用方法・使用限度を超える使用をいいます。)に起因する故障および破損。
- (17) 地震、火災、落雷、風水害などの天変地異および塩害、ガス害、異常電圧などの外的要因に起因する故障および破損。
- (18) 核燃料物質(使用済核燃料を含みます)、放射性物質もしくはそれに汚染されたもの(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他の有害な特性に起因する故障および破損。
- (19) 戦争、内乱、暴動、紛争、その他これらに類似する争乱による故障および破損。
- (20) 差押、強制執行等、国又は公共団体の公権力の行使に起因する故障および破損。
- (21) 対象商品を国外に持ち出された場合の国外からの修理依頼。
- (22) メーカー保証(リコールの対象となるものを含みます。)を受けられる故障または破損。
- (23) 対象商品と異なる商品(シリアル番号等が異なる場合を含みます。)の修理を依頼された場合。
- (24) 本体貼付ラベルがない、または剝がされた痕跡がある、もしくは製造番号が識別できない場合。
- (25) 修理のご依頼が、本サービス期間の終了日以降になされた場合。

第10条 (間接損害)

以下に定める対象商品の故障および破損に起因して生じる損害については、サービス提供者は一切の責任を負わないものとします。

- (1) 他の財物(ソフトウェアを含みます。)に生じた故障、若しくは破損等の損害。
- (2) 対象商品、その他の財物が使用出来なかったことによって生じた損害。
- (3) 身体障害(障害に起因する死亡および怪我を含む)。

第11条 (規程の変更)

1. サービス提供者は、加入者の了承を得ることなく、本規程を変更することがあります。この場合、本サービスの利用条件は、変更後の本規程によりまします。
2. サービス提供者は本規程を変更した場合、サービス提供者のホームページにおいてこれを開示するものとします。なお、変更後の本規程は、サービス提供者が別途定める場合を除き、サービス提供者のホームページに明示された変更の施行日より効力を生じるものとします。

第12条 (その他の注意点)

1. 故障並びに損害の認定等についてサービス提供者とお客様の間で見解の相違が生じた場合には、サービス提供者は中立的な第三者の意見を求めることができます。
2. 記憶装置を持つ商品(HDDVD レコーダー等)のデータに関しては、本サービス対象外とし、データの管理等は加入者自身の責任において行うものとします。
3. 修理受付から1年を経過しても加入者の都合により修理依頼品をお受け取りいただけない場合、サービス提供者は、当該修理依頼品の取扱いを決定することができ、加入者はかかる決定に異議を述べないものとします。

第13条 (サービスの終了)

1. 以下に定める事由が発生した場合、本サービスは終了するものとします。
 - (1) 本サービス期間が満了した場合。
 - (2) 第4条に基づき代替品が提供された場合。
 - (3) 盗難、紛失等により対象商品を遺失した場合。
 - (4) 対象商品が譲渡または販売され、名義および使用人が変更になった場合。ただし、加入者が申込時に対象商品が贈答品である旨をサービス提供者に申し出た場合を除きます。
 - (5) 加入者がサービス提供者に対し本サービスの解約を申し入れた場合。
 - (6) 本規程の各条項について、加入者に重大な違反があった場合。

■販売店の表示
※延長保証加入者証に記載
■保証会社の表示
アルファバリュー株式会社

■修理のご依頼は、下記までご連絡ください。
アルファバリュー修理受付センター
電話番号：0120-948-179
受付時間：24時間・365日受付(年中無休)

制定日：令和8年2月1日